

○三ッ林委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 よろしく願いいたします。

四十分の質問時間をいただきました。基本的に全て質問通告しておりますので、加藤大臣に質問をさせていただきたいと思えます。

前半は、感染症、そしてコロナなどに関する質問、後半は、今問題になっております統一教会の虐待と言われる問題について質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、現状認識を加藤大臣にお伺いをしたいんですが、今回の法案、残念ながら施行が二年後ということで、遅過ぎると私たちは思っております。そういう中で、今、修正協議をさせていただいておまして、与党にも前向きに修正協議に応じていただいているということで、そのことは感謝をしたいと思えます。

ついでに、今、東京でも九日間連続、全国でも感染者が前週比増になっております。これはもう第八波に入ったという認識を持たれておりますでしょうか。いかがですか。

○加藤国務大臣 直近の感染状況はまさに地域差がありますが、全国の新規感染者数は、先週の時点では横ばいだったものが、昨日時点では今週先週比で見ると増加に転じている。また、今冬は季節性インフルエンザの同時流行が懸念されており、今後の感染動向は注視する必要があるというふうに考えているところでございます。

○山井委員 感染動向を注視ということですが、これは見ようによってはもう第八波に入っているのではないかという危機感を持っておりますし、過去二年間、年末年始、やはり急増しているんですね。そういう意味では、私たちもしっかりとここは対策を怠ることのないようにせねばと思っております。

それに関連して、忽那先生の資料を今日の配付資料に入れさせていただいております。配付資料の六ページ、こういうふうに見開きになっておりますけれども、ここに気になる、新型コロナとインフルエンザ、二つ同時に感染し得るのか、同時感染すれば重症化しやすいのかという忽那先生のペーパーがございまして。

この中で、イギリスの調査では、二百二十七人がインフルエンザウイルスと同時にコロナに感染していた、六千九百六十五人のうち。そして、インフルエンザと同時感染していた患者は、新型コロナ単独感染の患者よりも四・一倍人工呼吸管理となりやすく、二・四倍死亡しやすいという結果でしたという非常にショッキングなデータが、調査結果がイギリスでは発表されております。

そこで、加藤大臣にお伺いしたいんですが、今後、日本でもインフルエンザとコロナの同時流行ということが懸念されますが、やはり同時に感染すると重症化や死亡リスクが高くなる、このような認識でしょうか。

○加藤国務大臣 今後の動向については、社会全体の免疫状況とか、また接触機会がどうなるかとか、新たな変異株、こういったことを含めて考えていかなきゃいけないと思えますが、ただ、委員おっしゃったように、過去二年を見ると、年末に向けて感染が拡大している。また、ここ数年、季節性インフルエンザの流行がありませんでしたけれども、日本における夏の時期における南半球での動向を見ると、そうした可能性も念頭に置く必要があるというふうに私どもは考えております。

今お話があった、インフルエンザと新型コロナの共感染、いわゆる二重感染について、科学的な知見が限定的であり、重症化や死亡に与える影響について十分なエビデンスがあるわけではないですが、今お示しのあった英国での調査によると、死亡するリスクが上昇する可能性があるというふうに承知をしております。

そうしたことも踏まえて、新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念され、同時流行に備えた対応、これは先月十三日にもおまとめをさせていただいたところでございます。こうしたところ、今、各都道府県にもこれをお示しして、その場合の対応策も御検討いただいているところでございますので、こういった、どういう形で、それぞれが波が別々に押し寄せてくるのか、一遍に来るか、いろいろな可能性を念頭に置きながら、それぞれの場合において的確に、特に重症リスクの高い方を中心に命を守る、こういった観点で取組をさせていただきたいと思っております。

○山井委員 確認ですが、これはもちろんイギリスの調査しかないわけですが、インフルエンザとコロナに同時感染した場合、重症化や死亡リスクが高くなる危険性、可能性はあるという理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 英国の電子カルテのビッグデータに基づいた分析報告で、二〇二〇年二月六日から二〇二一年十二月八日までに英国で入院した新型コロナウイルス感染症患者の成人二十一人万人を対象に、インフルエンザウイルス、RSウイルス、アデノウイルスによる同時感染の臨床研究を調査したところ、院内死亡リスクは一・四九から二・三五倍だったという結果ということでございますので、これだけで全て論じられるかどうかというのは、先ほど申し上げたように、そこまで言い切れるわけではありませんが、ただ、このデータを見ると、上昇する可能性があるんだろう、あるいは、あるのではないかとというふうに思います。

○山井委員 確かに、ここは最悪の事態を想定して、私も近々四回目接種とインフルエンザのワクチンの接種をしようと思っておりますが、備えていく必要があると思います。

それでは次に、第八波に備えて、様々な現場の声を聞いてみると、やはり、一つは処遇改善。この三年間のコロナに対する対応で、発熱外来、医療現場のみならず、保育園、介護現場、障害福祉現場、クラスターが発生して、そういうところが大変な御苦勞をされている。そしてまた、その中で、元々、介護、保育、障害福祉現場の処遇が低過ぎることが改めて、コロナのクラスター対策などの最前線で御奮闘いただいている中で明らかになったと思うんです。

この十月から三%、処遇が、保育、介護、障害者福祉、改善されるとはいえ、一般との月収の差は約十万円ぐらいあると言われておりますので、この三%は発射台として、更なる処遇改善、保育、介護、障害福祉について必要ではないかと考えますが、加藤大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 コロナ対応、まさに医療現場の皆さんにも大変な御苦勞をいただいておりますが、保育の現場、あるいは介護、障害福祉の現場の皆さん方も大変気を遣いながら御苦勞いただいていることを改めて感謝を申し上げるとともに、今委員御指摘のように、そこで働く皆さん方の処遇が全産業一般と比較をした上でどうかといえば、高くないというか、むしろ処遇が十分ではないという指摘をいただいているところでございます。

そうした中で、この四年二月から三%上げる処遇改善を行ってまいりましたが、本年、四年十月からは公定価格において措置をするということで、いわば恒久的な対応を図らせていただいたということでもあります。

まずは、今般の処遇改善措置がそれぞれの皆さんの給与にどのように反映されたかといったことの検証、これをしっかりしていく必要があります、実際、皆さんの処遇改善につなげていきたいと思っております。

その上で、公的価格評価検討委員会の中間整理でも御指摘をいただいておりますが、まさにそうした費用の使途の見える化を行いながら、現場で働く方の処遇改善、業務の効率化、負担軽減、これらを併せて、財源確保もしなきゃなりませんけれども、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○山井委員 ちょっとそれに関連してですが、加藤大臣、これは質問通告しておりませんでした、ニュースが出ておりましたので、一問、更にお聞きしたいんですが、今、審議会の方で、介護保険制度の見直し、議論が始まったということを知っております、二〇二四年度を目指して。

その中で、報道によりますと、介護保険料の引上げ、あるいは二割負担の対象者の拡大ということが議論されていると思うんですが、御存じのように、長引くコロナ、またこの物価高で大変国民は苦しんでおりますので、そのような負担増は避けるべきだと考えますが、加藤大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 委員御承知のように、まさに高齢化がどんどん進む中で生産年齢人口も減少していく、そうした中で、介護のみならず、医療保険制度含めてどう持続可能なものにしていくのかということでは不断の見直しをしていく必要があると思っておりますし、同時に、負担について申し上げれば、それぞれ能力に応じて負担をしていただくということが基本になっていくんだろうと思っております。

ただ、今委員がお話があった個別の話は、まさに今課題があって、それをどうするかということで、委員の中でまさに自由に御議論いただいているという段階でございまして、今の段階で私の方から方向性を申し上げるのは差し控えたいと思っております。

○山井委員 私も高齢者福祉の研究者で大学で教えておまして、それがきっかけで議員になったというのがありますので、一つの解決策は、これはハードルが高いかもしれませんが、保険料を上げていく、自己負担を上げていくということではなく、今五対五になっている保険料と公費負担の割合を、公費を六割とか五五%にするとか、そういうこともやはり議論していくべきではないかと私は思っております。

また、それに関連しまして、先ほど保育士さんの処遇改善の要望もしましたけれども、もう一つ、やはり保育士の人員配置基準の引上げですね。

今、御存じのように、コロナ禍で、保育現場ではマスクも十分にできないなどなどの中でクラスターが発生したりして、大変な御苦勞をしておられます。そういう中で、先ほどの処遇改善のみならず、長年、二〇〇九年以降先送りになっていた保育士さんの人員配置基準の引上げ、つまり、一歳児が今の六対一から五対一に、そして四、五歳児が三十対一から二十五対一に、これは過去十二年間先送りになっている課題でございます。

今、岸田政権は子供予算倍増ということを掲げておりまして、私たちもその考え方は応援をさせていただきたいと思っておりますので、この際、保育士さんの人員配置基準の引上げ、やるべきではないでしょうか、いかがですか。

○加藤国務大臣 まさにこれは税と社会保障一体改革で、当時、民主党が与党で我々が野党のときに議論をさせていただいて、消費税財源では三歳児の職員配置の改善をするということで、これは既に平成二十七年度から加算という形で実施をさせていただきましたが、それ以外、消費税分以外で財源を確保するとされていた、いわゆる〇・三兆円超のいわゆる質の向上事項、ここに一歳児や四歳、五歳児に対する保育士の配置改善が入っていますが、残念ながら今まで未実施となっております。

やはり、これはどう財源を確保していくのかということの検討が必要でありますので、引き続きそうした財源の確保と併せて議論をしたいと思っております。

ただ、この間何もしなかったのかといえば、保育士の業務負担軽減、例えば、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用等々、こうした補助も行ってこさせていただきました。

引き続き、保育の現場の皆さん方の処遇改善、負担軽減、これに向けて努力をしたいと思っております。

○山井委員 やはりコロナにおいても、日本の福祉、雇用においても、少子化というのは非常に深刻な問題で、コロナ禍において少子化が残念ながら加速化しているんですね。こういう保育の質の向上プラス、これは要望にとどめますが、私たちは今までから、児童手当を所得制限なしにして、今の中三から高校三年生までに引き上げて、一万五千元、月に出すべきだということを提案しております。そういうふうなことも与野党協力して是非実現できたらと思っております。

それでは次に、二ページ、コロナの後遺症について質問をさせていただきます。

私の知り合いの方でも、御本人があるいはお子さんがコロナに感染して、その後、後遺症が長引いて、今学校を休んでおられる、あるいは、残念ながら、新入社員の方でしたけれども、後遺症が長引いて会社を結局は辞めることになったという、本当に学校、職場、もっと言えば人生に関わる被害が出ているわけで、しかし、さらに、これが後遺症かどうかということも診断してもらえない医療機関が少ないんですね。

それで、こういう中で、今も小川筆頭を中心にやっております修正協議の中で、コロナに対する後遺症への取組、また、ワクチンの副反応への実態調査やそれに対する取組、分類見直しについて、そういうふうなことも是非法案の修正案に入れてほしいということで今協議をさせていただいておりますが、それについて、やはり、大人も深刻ですけれども、お子さんのことも含めて後遺症問題というのは非常に深刻だと思います。

ついては、このコロナ後遺症の実態についての調査研究を進め、診断できる医療機関を増やし、相談体制も充実すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 新型コロナの罹患後症状、いわゆる後遺症について、一般的には、時間の経過とともに大半は改善すると考えられておりますが、症状によって、今委員御指摘のように、社会生活に大きな制限が生じている方もいらっしゃるわけでありまして、調査研究を進めるとともに、罹患後症状に悩む方が適切な医療につながる取組を行っていきたいと考えております。

まず、罹患後症状について、一般医療の中で対応できるものが少なくないことから、まずはかかりつけ医等や地域の医療機関につなぐことが重要でありまして、このため、厚労省では、厚生労働科学研究費による研究等によって得られた国内外の科学的知見を盛り込んだ診療の手引を作成させていただいて、都道府県、医師会を通じて医療の現場にも情報提供させていただく。

また、各自治体において、地域の実情に応じて適切な医療につながるよう、それぞれの取組状況を把握し、その情報を各自治体とも共有をしていただく。さらには、各都道府県が県民向けにこうした新型コロナウイルス感染

症の罹患後症状、いわゆる後遺症などに関する情報、どういうところで診療を受けられるか等も含めてホームページで一覧としてまとめ、また、厚労省のホームページで公開するなどの取組も行わせていただいているところがございます。

引き続き、罹患後症状に関する調査研究、これはしっかり進めさせていただいて、それを診療の手引等にも反映をしていく、また、各自治体の取組事例、これを横展開するなど、自治体とも連携しながら、こうした後遺症への対策にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○山井委員 是非お願いしたいと思います。

また後ほど時間があればコロナ対策の質問に戻りたいですけれども、少し話題を変えて、今月は児童虐待防止強化月間になっております、十一月は。

そんな中で、今日の配付資料の見開きの十一ページを見ていただきたいんですが、先日、十月二十七日に、統一教会などのいわゆる宗教被害を訴えておられる当事者の方々が記者会見をされました。仮名でありますけれども、高橋みゆきさん、小川さゆりさん、団作さん。統一教会の元信者の方、そしてエホバの証人の元信者の方であります。タイトルは、「宗教二世の虐待・権利侵害救済のための法整備に関する要望書」ということで、宛先は加藤大臣も入っております。

そこで、私、最初にちょっと私なりの立場を申し上げていきたいと思いますが、私も高校は仏教の高校で、三年間丸坊主でありまして、三年間宗教教育を受けまして、社会の雑巾になって社会をきれいにする生き方をしなさいということ三年間御指導を受けまして、私も少しでも福祉に取り組みたいという思いで、福祉の活動をやって、今政治家に至っておりますので、私は、宗教というのは人間にとってとても大切で、それは、若い、そういう頃にも重要だという認識を持っております。ですから、信教の自由を奪ったり、宗教自体を批判する気は全くありません。

しかし、今問題になっているのは、はっきり言いまして、統一教会は宗教の名をかたったカルト。本当に、献金集めの詐欺集団みたいなものだと思います。こういうところを放置しておく、一般のすばらしい宗教の方々にも逆に迷惑がかかるというふうに私は思うわけです。そういう意味で、私たちは、いち早く統一教会などは解散請求をして、すばらしい宗教はすばらしい宗教として私たちもこれからも信仰させていただくということが必要なのではないかと思います。

実際、被害者の方々も、統一教会については、これは宗教じゃない、宗教のふりをして献金を集めまくっている、そういう団体だ、だから解散請求すべきだという声が強いわけですね。

そこでお伺いしたいんですが、具体的な事例からお話しした方がいいと思いますので、加藤大臣に少し御見解をお聞きしたいと思います。

十四ページを見ていただければ、テレビでも最近発言をされておられますが、統一教会の二世の被害者の方で、仮名の小川さゆりさんという方がおられます。

全ては読み上げませんが、両親が信者、多額の献金、それで、お小遣いはなし。誕生日、クリスマスもプレゼントはなく、髪を切るお金ももらえず、父におかっぱ頭にされたりするので髪は私も兄弟も自分で切っていた。服も学校に必要なものも使い古したもらい物ばかりで、小学校全期間いじめられた。修学旅行には何とか行かせてもらえたが、決まってお小遣いは少なく、お土産は絶対買った駄目と言われた。卒業アルバムを買ってもらえず先生たちに心配された。そして何よりも、高校一年生から五年間アルバイトをしたけれども、二百万円を没収されたということで、その期間にまた献金をされていたということなんです。

それで、明確な答弁は難しいかもしれませんが、高校時代のアルバイト料二百万円が没収される、それで、ほかにも多くの統一教会の被害者の方から、奨学金を勝手に没収されて献金されたとか、普通、奨学金というのは子供のためにもらうわけですね、当たり前の話。ところが、奨学金をもらったのを献金しちゃう、こういうふうなこともあるんですけれども、加藤大臣、こういうふうなことというのは児童虐待に当たるのではないかと思います、もちろん個別のことなので答えにくいのは分かりますよ、分かるという前提で、一例として話をさせていただいているんですけれども、加藤大臣、いかが思われますでしょうか。

○加藤国務大臣 委員御指摘のように、児童虐待という定義が児童虐待防止法第二条に大きく四つ記載をされて

おりますけれども、これに個々のものがどう当たるのか、当たらないのか、そういったことが、まさに逆に言えば、我々が児童虐待の対応をするときにおいても非常に大事なポイントになり、まず、先般は、宗教だということで消極的な対応をしないようにということは申し上げましたが、その上で、それに対してどう対応していくのかということで、今、実際のQアンドA、今お話しのように、どこまで、個々の一個一個ということになるとなかなか難しいにしても、一定の、こういったものにはこうだということをお示しができるようなものを作っていきたいというふうに考えております。また、作るに当たっては、実際、そうした虐待を受けた皆さん方、当事者の方々の意見も踏まえながら進めていきたいと思っております。

ちょっと委員のお話とはずれますけれども、我々、聞いていると、単に例えば児相が親に駄目じゃないですかと注意するということが結果的により事態を悪化させるケースもあるので、その場合はどうすればいいかといった、やり方も含めてその辺をしっかりと詰めて、そしてそれを児童相談所の方へ徹底をしていきたいというふうに思っています。

○山井委員 逆に答えにくい質問をしてしまいましたけれども、先日も、自民党と公明党さんが、こういう宗教的な被害者に対する相談機能の充実の要望を総理にされたと聞いておりますので、是非ここは党派を超えて取り組んでいければと思っております。

もう一点だけお聞きしたいんですが、実は、十三ページ、二十七日の記者会見のときにはエホバの証人の被害者の方もおられていまして、ここに書いてありますように、団作さんという仮名の方について読み上げますと、エホバの証人の団体では、むちで子供を打つことが推奨されていましたが、親のちょっとした機嫌を損ねてしまうと罰として電気コードで打たれました、子供の意思を確認することもなく、物心つく前から当然のように宗教活動への強制参加を求められましたと。

これは団作さんがお子さんのときの話なんですけれども、むちで打たれたことがある、それは単に親のかんしゃくとかではなくて、そういうことが行われていた。残念ながら、昨日発表されたこういう調査でも、エホバの証人では八割の子供が教義に関して体罰を受けていたという調査結果が昨日も出てきたんですよ。

団作さんのむちで打たれていた、これはもちろん団作さんがお子さんのときの話なんですけれども、加藤大臣、こういうのは虐待に当たるか、いかが思われますか。

○加藤国務大臣 最終的には個別事案を勘案しながら判断しなきゃいけないと思いますが、少なくとも、むちを打つといった明確な体罰といえますか、そういったものや、本来的には与えるはずの食事を三日間にもわたって意図的に与えない、こういった行為は身体的虐待やネグレクトに該当し得るものというふうに考えます。

○山井委員 私も、実はこういう質問をするのは非常につらいんです。私、高校は仏教の高校でしたし、大学時代も実は比叡山の延暦寺のお小僧さんの家庭教師をしておりまして、比叡山に下宿をしておりまして、朝五時からお加持に参加したりもしておりまして、私は本当に、そういう意味では、宗教というのは人間にとって最も大切なものの一つだというふうに思っております。

繰り返し言いますが、だから、今取り上げているこういう虐待のケースというのは、一般の宗教ではなくて、誤解を恐れず言うならば、やはりカルト、こういうものと一般のいい宗教はきっちり切り分けて、駄目なものは駄目というふうに規制してお子さんなりを守る、そのことが一般の宗教関係者にとっても、一緒くたにされないから、いいことではないかと私は信じてこういう質問をさせていただいております。

そこで、先ほども加藤大臣がおっしゃってくださったように、昨日、加藤大臣が宗教的虐待に関するQアンドAを作成して、マニュアルを作って対応するということに対して、インターネット上でも、被害者の方々は大変喜んでおられるんです。やはり、自分たちの要望書が厚労省に届いて、羽野室長を中心にこうやって動いてくださっている。加藤大臣が先頭にいるのを本当に喜んでおられます。

そこで、もう一步、欲を言いますと、結局、なかなか相談が増えないんです。

八月十九日、忘れもしませんが、加藤大臣に、法務省の統一教会の相談窓口、厚労省が入っていないから児童虐待に対応できないから入れてくださいと言ったら、加藤大臣が入れてくださいました。

ところが、回答が返ってきてまして、ショッキングな回答で、九月二千数百件相談を、統一教会で受けた、しかし、八ページの下に、法務省から回答が来まして、九月二千数百件、統一教会の相談を受けたけれども、統一教会

に関連した児童虐待に関する相談や児童相談所を紹介したものは見当たりませんでした。つまり、零件なんです。幾ら法務省が相談をやったって、こういうお子さんの虐待の相談は来ないわけなんです。

そういう意味では、いかに掘り起こすかということだと思えますけれども、その中で、今回、通知も出していただきました、十月六日に。そして、今回、ＱアンドＡも作ってくださるということは大きな前進だと思いますが、そんな中で、今は児童虐待防止推進月間なので、宗教的虐待について、被害児童本人や教師、周りの方々が相談しやすくするために、SNSで国民向けに、宗教的虐待も児童虐待に当たり、児童相談所に相談できると啓発を来週中に出すべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 もちろん、自治体等でしっかり体制を整えてもらうという意味で通知も出させていただきましたが、同時に、今委員御指摘のように、そうした窓口等をうまく活用していただかなきゃいけない、そのためにも、児童虐待防止に向けた国民向けの周知啓発、これにしっかり取り組むことが必要であると考えております。

自治体向けに先日発出した児童虐待に関わる通知の趣旨が、宗教二世であって児童虐待に苦しんでいる方やその身の回りの方に対して可能な限り浸透するよう、来週、十一月七日の週を目途に、SNS等を使った周知を含めて、必要な対応を今考えているところでございます。

また、相談先となる具体的な児童相談所の名前や場所が分からない方でも気軽に相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「いちはやく」、一八九でも相談できる旨、こういったこともしっかり周知をしていきたいと思えます。

○山井委員 ありがとうございます。

やはり今インターネットが非常に重要ですので、来週中を目途に、何よりも被害児童本人、あるいは周りの大人、あるいは学校の先生が、ああ、これは宗教的虐待だなと。繰り返し言いますが、一般の宗教ではなくてカルトですよ。統一教会などの、いわゆる宗教といいながら人権侵害をしている、一般の宗教とは明確に違う、やはりカルト、こういうものについても、虐待に当たるんだ、相談していいですよということをSNSで来週に発信してくださるということ、ありがとうございます。

同時に、このことについては、一八九、「いちはやく」の児童虐待防止の相談ダイヤル、これも電話して下さっていいよという発信をしてくださるということ、SNSで。ありがとうございます。

それでは、それに関してもう一つ、この被害者の方々からは、やはり、こういう統一教会の相談などは経緯とか被害の実態を説明するのが三分とか五分で終わらないので、電話だけではなく、SNSでも相談を受け付けてほしいという要望が今までからありました。

ついては、このような宗教的な虐待を含む児童虐待の相談に、電話だけではなく、今後SNSでも相談に乗るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 現在の児童相談所では、電話や対面での相談対応が中心となっております。一方で、特に子供や若者にとってコミュニケーション手段として一般的となっているSNSを活用した相談体制の整備、これはこれまでも必要性が指摘をされていたところであります。

国によるSNSを活用した相談受付を本年度からでも始めていきたいと思っております。具体的には、全国共通のアカウントを作成し、子供や家庭からの相談を受け付け、各自治体はその相談に対応するシステムをつくっていくということでございますので、各自治体の相談体制を整備をしていく、また、システムの使用法、これについても検証を行っていかなくちゃいけませんので、そうした準備を行った上で、遅くとも本年度中にはスタートできるように準備をさせていただきたいと思っております。

○山井委員 先週の記者会見の中でも、記者会見の内容、十三ページにあります。例えば、親の言うことに従わなかったということで、最大で三日間の断食をさせられたということもありましたということも発言をされておられます。そういう意味では、やはり、行き過ぎた体罰、そういうことは決してあってはならないと思えます。

それで、もう一つ、児童相談所の職員の方々は大変多忙な上、宗教的虐待についての知識にも乏しいと思えます。

ついては、児童相談所の職員の方々への、宗教的な虐待についての研修をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 宗教を理由にする虐待、これはいろいろな特殊性がありますので、その対応に当たっては様々な留意点もあります。それからまた、各自治体の児童相談所ではありますが、児童福祉司をかなり増員をさせていただきますので、やはりなかなか経験が浅い方も中にはいらっしゃるわけであります。

したがって、先ほど申し上げましたQアンドA等を作成した際には特にであります、その内容を現場に浸透させ、相談対応に生かす取組をしていかなきゃならないと考えております。QアンドAが作成された暁には、その内容を職員の研修に活用するなど、効果的な方策を、それぞれいろいろな、今ある会議はもちろん活用しながら、必要に応じて各職員に対しても研修が行える、行っていく、そういったことを考えていきたいと思っております。

○山井委員 さらに、この宗教的虐待というのは、この当事者の方々、カルトの被害の方々でありますけれども、非常に特異なので、児童相談所は、相談に乗るに当たり、統一教会などの被害の支援団体や被害者家族会、弁護団との連携を強化すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 宗教二世の方々に対して児相の現場が適切に対応していくためにも、当事者や実際に支援に当たっているの方々から助言をいただくなど、連携していくことが大事だと思っております。

厚労省としても、先ほど申し上げたQアンドAの作成に当たっては、先日の要望書の内容も含めて、当事者や支援の方々からの御意見もいただきながら、それを作成させていただきたいと思っております。

また、現場の児童相談所等の視点に立って、宗教二世の方々に対応する際に、連携可能などという形の団体があるのか、また、どういった形で連携を取ればいいのか、こういったことについても、当事者、また支援者の方々等の御意見も伺いながら検討をさせていただきたいと思っております。

○山井委員 加藤大臣、様々な前向きな取組をしてくださっていることに、被害者の方々も大変感謝をしております。

そのお礼を言いながらなんですけれども、とはいえ、なかなかハードルは高く、さっきも申し上げましたように、法務省が一月二千数百件、相談を受けても、児童虐待に関する相談はそもそも零件だと。いい意味で、掘り起こしていく必要があると思うんですね。一つは、お子さん本人がなかなか直接相談、児童相談所にできないだろうということや、じゃ、代わりに、最初に気づくのは学校の先生だろうか、あるいは周りの方だろうかという気がするんですけれども。

そこは、今おっしゃってくださったような様々な取組を厚労省を先頭にやってくださっているという大前提で、本当にこの被害を受けているお子さん、あるいは周りの大人が、どうやったら児童相談所や相談支援につながるか、このことについて、御所見をお聞きしたいと思います。

○加藤国務大臣 まさに児相で、先ほど申し上げた、それほどノウハウがあるわけでもございませんし、児相だけで全部できるわけでもありませんから、関係するの方々、今教育関係のお話もされておられました、そういった方々とも連携をしながら、まさに窮しておられる子供さんが相談ができるような、あるいは環境をしっかりとつくっていく、また、それに対して対応できる仕組みをつくっていく、こういった努力を重ねていきたいと思っております。

それは、今ここで、ここまでだということをお示しすることはなかなか難しいんですが、まさに地域地域によっても事情が違ふと思っておりますけれども、それぞれの地域で、まさにそうした取組が前に進んでいけるように、我々としても努力をしていかなきゃならないと思っております。

○山井委員 先ほども言いましたように、私も仏教の高校で学ばせていただいたことは本当によかったと思っておりますし、そういう意味では、こういう一部の行き過ぎた虐待まがいの行為が横行している団体に関しては、きっちりと規制をして被害者を救済していかないと、一般の宗教のイメージすら一歩間違ふと悪くなりかねないと思っております。

そういう中で、この十月二十七日の、当事者の方々は、「宗教二世の虐待・権利侵害救済のための法整備に関する要望書」ということを出されまして、その中に、児童虐待防止法の改正と、そして、この三つ目の段落ぐらいのところ、心理的な虐待やネグレクトは、他の虐待に比べて外形的な判断が行いづらい実態があり、児童虐待防止法に具体的な判断基準や虐待事例を追記するなどして、虐待被害を取りこぼさないような法整備、支援体制整

備を求めますということを書いておられます。

私なりに読みますと、新たに対象を拡大するのではなく、十月六日の通知に出ましたように、今の枠内に、もしその理由が、宗教が理由であっても、当然、虐待防止法の対象になるんですよということをもうちょっと法律で明確化してほしいという、繰り返し言いますが、対象を広げるということではなくて、明確化してほしい、この間通知が出たものをもうちょっと法律で明確化してほしいというような要望ではないかと理解するんですけども、その辺りについて、加藤大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

○加藤国務大臣 まさに児童虐待法における児童虐待というのは、その目的が何であれ、いわゆるここに当たる児童虐待でいえば、それを防止をしていくということでもあります。

今お話があったように、今回のいろいろな事案が児童虐待法上の取扱いにどうつながっていくのか、そういったことも整理をするという意味において、先ほど申し上げた、まずQアンドAを作らせていただいて、まさに宗教に係る、あるいは宗教二世に係る様々な課題も児童虐待に当たっていくんだといったこと、そして、それに対してどう対応していくんだ、そういったことをむしろ示させていただきたい。法律は大体ざくっと書いてありますから、それをどう今件について運用していくのか、それを示すものも含めてこのQアンドAを作成したいなというふうに考えているところでございます。

○山井委員 このQアンドA、年内と聞いておりますが、できるだけ急いでいただければと思います。被害者の方々、困っておられますし、今多くの方が声を上げておられますが、大体、年内のいつぐらいをめどに考えておられますでしょうか。

○加藤国務大臣 先般ちょっと指示をしたところであります。それから、我々だけで作っていいものではないことは先ほど申し上げて、かなりやり取りをしながら、中身のあるものにしていかなきゃいけないということで、それでもやはりスピード感が求められますから、年内にはということ、めどを立てさせていただいております。

そこから先はちょっと今申し上げた作業の手順でいろいろ変わってくるんだと思いますが、できるだけ早くに、そしてできるだけ内容のあるものを作っていく、こういったことで取り組みたいと思います。

○山井委員 終わらせていただきますが、今日も、午後、自民党さんが、当事者の方を呼んで統一教会対策の立法の議論をされる、そういうヒアリングをされるというふうに聞いております。私は、宗教の大切さというものは、そして信教の自由を守る、これはもう各党全く異論はないと思いますので、このことは、ある意味で、政争の具になることなく、党派を超えて、いかにいい宗教を守り、そしてまた、こういう宗教の名をかたって子供や被害者を苦しめている、そういう団体は取り締まっていくか、このことについては、加藤大臣のお力もおかりしながら、党派を超えて、超党派で取り組んでまいりたいと思います。どうかよろしく願います。

ありがとうございました。

○三ツ林委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

-----◇-----

午後一時開議